

議案第 5 号

みよし市火葬場整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市火葬場整備基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

みよし市火葬場整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、みよし市火葬場整備基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市火葬場整備事業に必要な財源を確保するため、基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、みよし市火葬場整備事業に充てるため必要に応じこれを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。